

2024年5月22日

各位

会社名 株式会社 ADEKA  
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員 城詰 秀尊  
(コード：4401、東証プライム市場)  
問合せ先 執行役員 法務・広報部長 小八重 文武  
(TEL. 03-4455-2803)

## 株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年4月19日付で公表した「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年6月24日（月）
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 100,000 株
(3) 処分価額	1株につき金 3,215 円
(4) 処分総額	321,500,000 円
(5) 処分方法	第三者割当ての方法による
(6) 処分予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

#### 2. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行（本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に当社及び当社の一部のグループ会社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2024年3月31日現在の発行済株式総数 103,768,142 株に対し 0.10%（2024年3月31日現在の総議決権個数 1,025,194 個に対する割合 0.10%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

### 3. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2024年6月24日
- (9) 金銭を信託する日 : 2024年6月24日
- (10) 信託の期間 : 2024年6月24日から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

### 4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 3,215 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 3,215 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 3,241 円 (円未満切捨) に対して 99.20% を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 3,219 円 (円未満切捨) に対して 99.88% を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 3,036 円 (円未満切捨) に対して 105.90% を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとしております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び当該処分価額が本取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

### 5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25% 未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上